緑業月報

発行所
社団法人　日本造園建設業協会
東京都千代田区平河町2—16—14
電話　03—263—3039
定価　1部　100円

発刊御祝いの言葉

社団法人　日本造園学会
会長　本間　啓

この度日本造園建設業協会が月刊新聞を発行されることになりましたことは、まことに御同慶の至りであります。

最近、造園界は、公共空地事業五ケ年計画による工事量の増大、日本道路公団・日本住宅公団などによる緑化事業の増大、工場立地法の改正による工場緑化の義務付け、港湾法の改正による臨海緑地の造成など、造園工事ならびに管理に関して近年にない活気を呈しているのでありますが、反面、計画・設計家や造園業・緑化産業の林立、造園技術の向上、緑化樹木の質・量の不足、設計者・樹木生産者間の情報の不足など、今後早急に解決しなければならない問題が山積しているように思われます。

このような時に、月刊新聞が発行され、最新の技術や理論の紹介、さまざまな問題点の指摘と解決に関する意見の交換、各方面のこく新しい情報の提供などの役割を果されることは、大変に有意義であり、かつ重要な使命を果すものだと思います。

このような意味で、今後迅速しかも正確な情報を提供され、造園技術の向上・発展のために尽されることを心から期待してやまない次第であります。

機関誌の発刊を祝して

財団法人　日本緑化センター
常務理事　山下　昿登

造園建設業協会の機関誌が刊行されることになりましたことを心よりお祝い致します。

さて時は正に緑の世の中となって、猫お杓子も緑、緑という時代になった。この時に当って造園業界に何を期待すべきであろうか。

一応協会が出来て全国的な組織はまとまったとしても、私は先づ会員諸兄の団結の自覚が先づ必要だと思うのである。次に造園業或は造園に関係する専門家の社会的地位の向上ということが急務だと信ずる。

協会の目的は会員の利益擁護は勿論だとしても、造園業界全体の地位が他の職種以上に社会に認識されなければならない。専門業種としての技術の研磨、そして信用を得ることは、従来以上に考えなければならないことであり、このことは個々の会社や個人がやるよりも一つの団体として行うことこそ有効な筈である。元来日本の植木業造園業としての職種は江戸時代に確立しており、欧米よりも時代的に早かったと思うのであり、伝統ある植木屋という長い経験は、昔は社会的に高い地位にあったのである。今日、造園業はそれ程高く認められていないし、常に土建業の下請として甘んじている傾向が強いのではなかろうか。

これがためには、先づ経営及び技術の近代化を考える必要があると思う。昔ドラの形態から脱皮すること、これには種々問題はあろうが、着々新しい業界として改善される必要がある。経営のみならず技術も同様であって、造園建設業は植木生産業のピンはねであってはならないのであり、建設技術の近代化も重要である。

昨年、日本緑化センターの設に際しては造園建設業協会の絶大な御支援を賜り、特に基金の募金に当っては、未ぞうの厳しい経済情勢にもかゝわらず、格段の御尽力を頂き、初年度の目標額を達成し得ましたことは、私どもの深く感謝いたしているところであります。この誌上を借りて改めてお礼申し上げます。

今や、国土特に都市地域における失われた"緑"の回復の担い手として、造園建設業界の役割は一段と重要性を加えております。市民の求める"緑"の供給者として、造園業が近代産業として新しい飛躍を遂げられることが緊急な課題となっております。協会が目的達成のため自頃御活躍になっている点は誠に敬服に耐えません。日本緑化センターとしましても、設立以来、漸く軌道に乗ってまいりましたので、相携えて環境緑化の推進の実を挙げたいと思っております。造園建設業協会の御発展をお祈り致しますとともに日本緑化センターへの一層の御協力をお願い致します。

造園建設業界に期待する

建設省　専門官
平野侃三

「都市に緑を」、「太陽と緑の都市造り」という言葉は、今日ではもはや特定の都市のスローガンではなく、すべての都市造りに共通する考え方として理解されるまでになってきた。戦後の復興に最大国家的努力を払い、産業基盤の整備に努めてきた我国が、国民総生産世界第二位となるめざましい経済発展をなしとげた一方において、都市の生活環境は、悪化の一途をたどり、人々は塗炭の中で、何時襲うかもわからない大災害を恐れながら、身心の健康を犠牲にした生活を余儀なくされてきた。この状況が年をおって激しくなるにつれ、基本的政策の転換を求める考えが次第に強くなり、産業基盤重視の政策から、豊かな福祉社会の建設へと180°の転換がなされた。豊かな福祉社会の建設を、生き生きとした形で表現しているのが「都市に緑を」であり、「太陽と緑の都市造り」であるといえよう。これは同時に現実に緑豊かな都市造りを進めることであり、この都市造りを背負うのが造園建設業である。今後急速な発展が当然予想されるが、これに対処する造園建設業界の体質改善は既になされているであろうか。急激な膨張に対する人手不足、技術の低下、材料の不足、経営の近代化、新しい材料の開発、大型機械の導入等々、早急に或は地道に対処すべき問題が山積している。これらの一つ一つの問題に積極的に取り組み、緑豊かな都市を自らの手で、自信をもって造り上げていくのが、造園建設業界に課せられた大きな課題であろう。今後大きく育っていくであろう造園建設業界にとって、現在が最も大事な、しかも困難な時期であることを強く認識し、積極的な努力を払われることを期待したい。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆

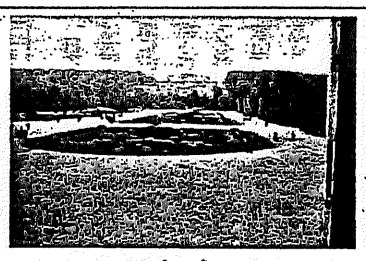

ウイーン

機関誌の発刊に際して

社団法人　日本造園建設業協会
会長　成家銀造

本協会も設立後はやくも三年を迎えることとなりました。この間、この業界の全国的組織としては始めての公益法人であります関係上、その整備、運営等の基礎的問題の確立に多くの時間を費したこと及び、この数年来の業界の異状ともいうべき多様化現象に直面したゝめ会員組織の調整等にかなりの苦労を重ねてまいったことは事実でありまして、かような事から、当初定款に定められました各種の事業も若干足踏みの状態であったことは、まことに申訳けのない次第であります。

申すまでもなく社団法人は全国の会員によって成立運営されるものでありまして、協会事務局と会員間の連絡は、常時何らかの手段によっておこなわれてまいらなければなりません。たとえ、会員の選挙または互選による役員（支部長を含めて）の会合等は度々開催されてはおりますけれども、これによって全会員に協会の意志より行事なり、又今後の活動方針や現在進行中の諸事業のすべてが通ずるというわけにもまいらず、協会事務局と会員との間には機関紙等による緊密な連絡が最非必要である事は申すまでもない所であります。今回、おくればせながら機関紙を発行する事ができましたことは、まことに御同慶の至に存しております。

さて、既に皆様にはよくご御承知のことゝ、近年は緑化産業とかグリンビジネスとか申しまして、古い伝統に生きてきた中堅業者のほかに大手の諸企業が幅広くこの世界に参加希望あるいは現に活躍をつづけているのが現況であります。

よく世間でいわれることでありますが、造園業界は、「大きな儲けもないかわりに倒産は絶対にあり得ない」というジンクスであります。このことは、換言すれば、造園業は情報経済に敏感に反映作用する業界にまゝ、いまだ立ち至っていないという点も多分に考えられるのであります。安心は墓物であります。いよいよ目を開いて社会の情勢を案し、需用とのバランスを巧みに捉え、この波にのって活動することが今後益々緊要となってまいると信ずるのであります。

緑化需用は、公共事業ひとつを例にとってみましても極めて有望でありしかも発註は大型化してまいりました。このほか、工場緑化、学園緑化、鉄道沿線及び道路緑化等の防災・防音並びに環境美化工事等は、住民の強い要望によって今後益々大量受注が見込まれる状況であります。かような需用面の拡充に対して、私共業界は、技術の精練をはかることは勿論のこと、経営態制を刷新して合理的な近代企業の一端に貢献しなければならないと存じます。

造園建設業界に課せられた任務と使命はいよいよ重く、かつ長の長い業務である事を会員各位には御認識いたゞきたく、ここに切に念願いたしますと共に、本協会自体も襟を正くして事業に専念し、少しでも会員の皆様のお役に立ちうるよう、役員並びに事務局一同結束して事に当る覚悟であります。本紙がこのようにして業界の為に今後ますます御利用いたゞけることをお約束して、とりあえず発刊の言葉といたします。

「国際造園ウイーン会議」への参加

今般、日本公園緑地協会、日本造園学会、当協会共同主催による「国際造園ウイーン会議・国際園芸展見学及び欧州諸国緑地事業視察調査団」派遣を計画したが凡そ四十名の参加申込みがあり六月十三日より約二十一日間の予定で会議参加並びに欧州主要十ケ国を視察することになった。

この、国際造園ウイーン会議は、英国に本部を置きますIFPRA（公園及びレクリエーション管理行政国際連合）及びIFLA（国際造園家連合）の合同会議で、世界の造園専門家多数が、ウイーンに集まり、「造園技術について」というテーマで開催される。

また、国際園芸展は、ウイーンの風光明眉の地で百万平方メートルに及ぶ世界最大の園芸展で、世界各地の種々の花・果物・野菜の展示がおこなわれる。

このたびの、このような国際造園会議に参加し、多くの専門家と討議することは、極めて意義があり、また、当会議出席にあわせて国際園芸展・欧州諸国の公園緑地事業等を視察することは、今後のわが国の公園緑地事業に大いに参考になると期待される。

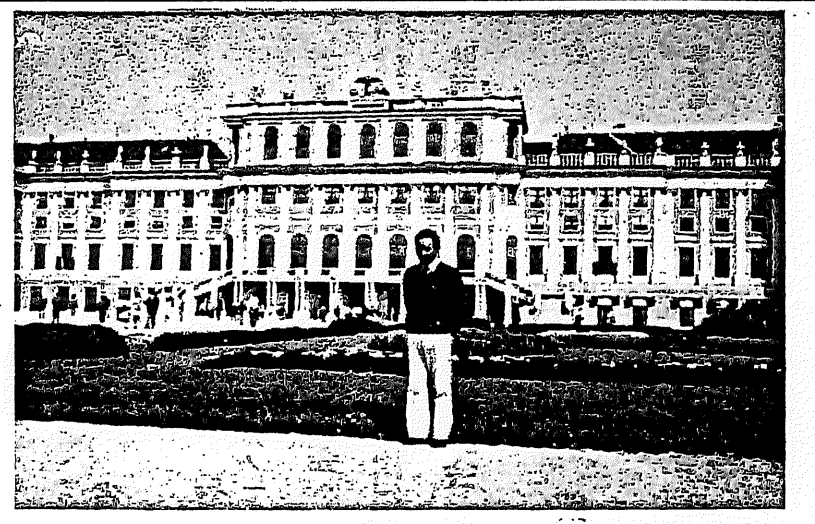

シセンブルン宮殿

◇所感◇

日本造園設計事務所連合会
会長　佐藤　昌

戦争たけなわの頃であった。造園などという仕事は戦力には何等役に立たないということで、貴食糧増産に挺身していた。然し防空とか、市民農園とか公園の手入などは労力を必要とするので、腕に技術をもつ職人は何等かの職場で国のために働いていたが、当時地下足袋や酒、煙草の配給は統制を通じて行われていたため、造園業の有志は全国の統制組合を造ろうと集ったことがあった。故横瀬政雄、故林五字氏等が中心であり、私は当時内務省においてその世話役を勤めたが、遂に全国的な造園業の組織はまとまらなかった。

然し、それから三十年、日本造園建設業協会が社団法人として正式に発足したことは、正に時勢の然らしむる処で隔世の感が一汐である。

昭和四十九年度

都市公園等整備事業予算

事業費　六〇〇億円

一、予算総額について

昭和四十九年度予算案は、石油をはじめとする資源、エネルギー供給の制約と物価上昇等による極めて困難な局面を打開し、経済の正常化を速やかに達成するため、総需要の抑制を図る大胆な緊縮型予算となっている。

このため、国の一般会計予算の規模は、十七兆九九四億円、対前年度当初予算伸率は一九・七%増におさえられている。なかでも公共事業関係費は、需要を喚起するものであるため、特に圧縮され、前年度に較べ、わずかに減となっている。しかし、公園、下水道、住宅等の生活関連型の社会資本の整備に必要な費用については、対前年度比二〇%程度の伸びを確保している。

このような抑制型の予算によって、都市公園関係予算は、四十七年度～四十八年度伸率七六%に対して、対前年度伸率二二%増と大幅な上昇率のダウンとなった。しかし、これでも公共事業（伸率〇%減）のなかでは、生活環境施設として最も伸率の高いグループに属している。

表1　49年度予算の概要

項目	49年予算額	対前年伸率
	百万円	%
一般会計歳出予算総額	17,099,430	19.7
公共事業関係費	2,840,712	△ 0.0
生活環境施設整備費	275,011	21.6
都市公園等整備事業費	26,640	20.9

（注）公共事業関係費に占める都市公園関係費は，48年度0.77%から49年度0.93%へとやや伸びている。

都市公園関係予算のうち、都市公園等整備五箇年計画に定められている国営公園及び都市公園整備の事業費は約五七八億円であり、この熱行によって昭和四十九年度末の公共事業の進捗率は、四六・九%となる見込みである。四十九年度の予算は抑制されてはいるが、四十七、四十八年度に予算の大幅な伸びを示したため、五十、五十一年度に約三〇%の伸率を確保すれば、五箇年計画は達成されることになる見込みである。

表2　都市公園等整備五箇年計画進捗率　（単位：億円）

区分	五箇年計画額	47年度 実施額	47年度 進捗率	48年度 予算額	48年度 累計進捗率	49年度 予算額	49年度 累計進捗率
			%		%		%
直轄事業・補助対象事業	3,200	440	13.8	483	28.8	578	46.9
地方単独事業	4,800	（注）47年度の実施額には調査費を含む。					
予備費	1,000						
合計	9,000						

二、国営公園

国営公園は、国が直轄で整備する公園であり、これまでに、北の丸公園、霞ケ関公園等六公園の整備をおえ、現在、武蔵丘陵森林公園、飛鳥国営公園及び淀川河川国営公園の整備を行っている。

武蔵丘陵森林公園は、昭和四十九年度には、園内の施設整備を概成し開園となるはこびであり、来園者の利用の便を図るため、駐車場、入口広場、園路、キャンプ場等の工事を行う予定である。

飛鳥国営公園については、開園する部分の適正な維持管理を行うための経費が認められるとともに、この業務を請負う財団法人「緑地管理財団」が、国の補助金を受けて新設される予定である。

また、武蔵丘陵森林公園及び飛鳥国営公園についても、一部開園の予定であり、園路、広場等の施設の充実を図るほか、用地の取得を進めることにしている。

淀川河川国営公園は、レストセンター、野草広場等の整備を引き続き行う予定である。

表3　国営公園の整備および管理

公園名	面積	事業年度	総事業費	49年度予算 整備費	49年度予算 維持管理費
	ha		百万円	百万円	百万円
武蔵丘陵森林公園	304	43～49（予定）	4,052（予定）	450	292
飛鳥国営公園	25	46～51（予定）	3,870（予定）	600	17
淀川河川国営公園	300	47～51（予定）	1,000（予定）	200	—
計	—	—	—	1,250	309

三、都市公園

都市公園は、主に地方公共団体が設置管理し、都市環境の改善あるいは住民の屋外レクリエーション利用の増進等住民福祉の向上に資するものである。国は、都市公園等整備五箇年計画に従い国庫補助対象事業を定め、これについては、用地取得費の1/3及び施設整備費の1/2（その他、特殊なケースとして2/3、5.5/10、10/10等の補助率もある。）の国庫補助を、地方公共団体に対して行っており、左記のような方針により整備を進めることにしている。

(一) 基幹公園の整備

都市環境の改善又は確保を図るため、都市の日常生活に密着した住区基幹公園（児童公園、近隣公園、地区公園）及び都市基幹公園（総合公園、運動公園）を緊急に整備する。

また、工場移転跡地等を活用し、市街地内部の都市公園の整備を積極的に推進する。

(二) 緩衝緑地等の緊急整備

公害、災害対策の一環として、緩衝緑地を計画的に整備するほか大都市等の住宅密集地域においては震災等の災害時における避難場所として公園を緊急に整備する。

(三) 特殊公園の整備

立地の限定された、風致公園、歴史公園、動植物公園、墓園は都市の必要度に応じ適宜整備を進める。

(四) 大規模公園の整備

数都市にわたる屋外レクリエーション利用のため広域公園の整備を促進する。更に広域的利用に資するレクリエーション都市の整備を推進するとともに、日本開発銀行の融資を行う。

表4　昭和49年度公園事業費予算額　（単位：百万円）

区分	49年度 事業費	49年度 国費	前年度 事業費	前年度 国費	倍率 事業費	倍率 国費
国営公園	1,559	1,559	1,350	1,350	1.15	1.15
整備	1,250	1,250	1,350	1,350	0.93	0.93
維持管理	309	309	—	—	—	—
都市公園	56,432	22,956	46,854	19,315	1.20	1.19
住区基幹公園	21,985	8,962	17,626	7,260	1.25	1.23
都市基幹公園	21,284	8,402	18,367	7,338	1.16	1.14
緩衝緑地	6,411	2,755	4,900	2,200	1.31	1.25
特殊公園	774	387	774	387	1.00	1.00
大規模公園	5,978	2,450	5,187	2,130	1.15	1.15
補助率差額	—	1,100	—	620	—	1.77
公園事業調査	115	115	50	50	2.30	2.30
古都及び緑地保全	1,350	850	925	650	1.46	1.31
飛鳥周遊歩道	60	60	50	50	1.20	1.20
合計	59,516	26,640	49,229	22,035	1.21	1.21

（注）1. 地方債130億円（前年度100億円）
2. 上記のほか緑地管理財団（仮称）に対する補助金5,000万円がある。
さた，都市緑化用樹木の安定的需要供給体制確立のための調査費2,398千円及び公共掲示板の設置手法及び効果分析に関する調査費5,277千円がある。

武蔵丘陵森林公園　＊＊＊＊＊＊　七月オープン

明治百年記念事業として埼玉県東松山市の丘陵地帯に建設された森林公園で、自転車専用道路、キャンプ場、彫刻広場疎林地帯、中央広場、運動広場、花木園等が設けられている。

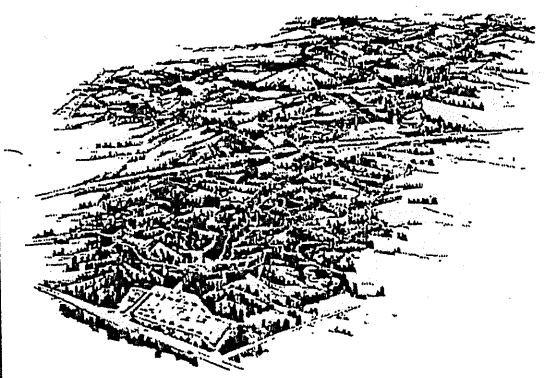

支部だより

近畿支部の現況と動向

日本列島の中心部に在る当支部は大阪に事務所を置き、京都、兵庫に滋賀を含めた四班とにより組織され、相互の連繋は極めて密であるが、目下のところ、奈良、和歌山に加入者のないことは残念である。

云うまでもなく、各班とも夫々の地方的特徴ある業体で、緑化あるいは環境整備事業などの造園緑地行政にも協力し、公私造園工事の受注、施工にも努力を続ける一方、造園界進展のための経営の合理化、業務管理はもちろん、若人達の技術向上にも留意し、訓練・研修など積極的な行動が見られる。

昨年四月に開校された大阪の阪神造園高等職業訓練校はその一例で、組合が主体となり、当協会員の参加も加え、三十九名の訓練生の応募があり、造園会館での学科二四〇時間、大阪府、市ならびに各社の協力による実技訓練三五〇時間と応用実技を加えた一七〇〇時間の年間訓練計画を完了し、本年三月には学科、実技の試験を課し、考査の結果、大阪府知事から技能士補の免状が授与された。

目下は第二年目の訓練に入っているが、本年からは一般造園業者にも門戸を開き、四十五名が応募、熱心に勉学中である。

さて、当支部各班での最大の共通事業は、造園技能検定であったが、何分未経験のことゝて準備、設営、運営には非常な苦心が払われたが、府県及び検定協会の意向を体し、また、三地区関係者の連絡と与助により計画設定し、初期の目的を達することができた。

これがため、各員、実技、ペーパーテスト、学科の講習会を開くなど、全員合格を目差して真剣な指導も行われたのであった。

その結果、京都では受験者数三〇〇、一級58%、二級83%、大阪では二一〇名中一級98%、二級95%、兵庫では八四九名中一級25%、二級50%の合格実績を得た次第であった。

また、兵庫では検定を契期に兵庫県造園緑化組合連合会の結成を見たが、業界の大同団結による一大進展の好例として意義深い快挙であると信ずるものである。

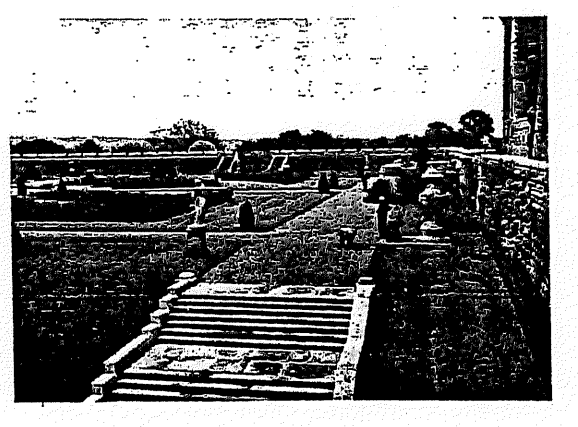

英国　リーゼントパーク

海外出張費用とその税務処理

業界視察、事業に関連する会議への出席、商談などの目的で、海外へ出張するために要する費用については、その海外渡航が、旅行期間のおおむね全期間を通じて会社の業務遂行上必要と認められ、かつ、その使途が明らかな場合に限り、全額会社の経費として認められる。

海外渡航費に限らず、会社の経費として認められるためには、役員あるいは従業員個人が負担すべき経費を、会社が代って負担したものでないということが大切である。

個人に属する経費を、会社が負担したと認められるような場合は、その個人に対する給与として取り扱われる。

会社の業務上必要とみられない海外渡航費を会社が支出した場合は、当該出張者に対する給与として扱われるのは、税法が、こうした観点に立っているためである。

業務上必要かどうかの判定

海外渡航が、業務の遂行上必要かどうかは、その旅行の目的・旅行先・旅行経路・期間等の全体から判断するが、次のような旅行は、一応として、業務上必要なものに該当しないと考えられる。

1 観光渡航の許可を得て行う旅行
2 旅行斡旋業者が募集する団体旅行に応募してする旅行
3 同業者団体等が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

右の三項目はあくまでも原則であるため、これらに該当する旅行であっても、実際は仕事のための海外旅行である場合には、裏付資料によって、その旨が明らかになれば、旅費として認められる。

したがって、裏付資料の整備が肝要である。

財団法人　都市計画協会
会長　飯沼一省
東京都千代田区平河町二ノ六ノ一四
電話　二六二—三四九一㈹

財団法人　日本公園緑地協会
会長　新居善太郎
事務局　東京都千代田区平河町二ノ六ノ一四
都市計画会館内
電話　二六五—八五五一㈹
事務局長　黒沢昇太郎

日本造園設計事務所連合
会長　佐藤昌
事務局　東京都渋谷区神宮前一ノ一六ノ四
明東ビル
電話　四〇二—七三八七㈹

財団法人　日本自然保護協会
常務理事　石神甲子郎
東京都港区芝西久保明舟町一五
電話　五〇三—四八九六㈹

栄誉に輝く

☆本業界の人々

造園建設業界に於て今日迄叙勲、褒賞等の栄誉に浴された方々を左に紹介する。

多年にわたり造園建設業界に尽した功績がとくに顕著な者に対する叙勲

昭和四十一年秋の叙勲
(勲五等双光章)
東京庭苑(株) 顧問
飯田 寅三郎

昭和四十二年春の叙勲
(勲五等瑞宝章)
内山緑地建設(株) 顧問
江口 日出松

昭和四十三年春の叙勲
(勲五等瑞宝章)
東洋造園土木(株) 取締役
相川 要一

昭和四十四年春の叙勲
(勲六等旭日章)
平木花樂園 会長
平木 正

昭和四十六年春の叙勲
(勲五等瑞宝章)
袴木造園土木(株) 会長
袴木 理

昭和四十六年秋の叙勲
(勲五等旭日章)
植藤造園 会長
佐野 藤右工門

昭和四十六年秋の叙勲
(勲五等瑞宝章)
岩城造園(株) 社長
岩城 千太郎

昭和四十八年春の叙勲
(勲五等瑞宝章)
(株)横山園芸 社長
横山 弘

昭和四十八年秋の叙勲
(勲五等瑞宝章)
(株)宮崎盤園 社長
宮崎 庫太

三、多年にわたり造園建設業界に尽し、その功績顕著者に対する褒章

昭和三十九年 (黄授褒章)
岩田造園土木(株) 会長
岩田 酉蔵

昭和四十年 (黄授褒章)
袴木造園土木(株) 会長
袴木 理

昭和四十一年 (黄授褒章)
富士植木(株) 社長
成家 銀造

昭和四十一年 (黄授褒章)
植藤造園 会長
佐野 藤右工門

昭和四十二年 (黄授褒章)
(株)宮崎盤園 社長
宮崎 庫太

昭和四十三年 (黄授褒章)
(株)大和ガーデン 社長
伊藤 代次郎

昭和四十八年 (黄授褒章)
(有)村越造園 会長
村越 惣十郎

四、多年にわたり公園緑地整備事業をはじめ緑化事業の推進に貢献した功により建設大臣より表彰

昭和三十一年 (建設大臣表彰)
袴木造園土木(株) 会長
袴木 理

昭和四十一年 (建設大臣表彰)
富士植木(株) 社長
成家 銀造

昭和二十三年 (建設大臣表彰)
東京庭苑(株) 顧問
飯田 寅三郎

昭和二十五年 (建設大臣表彰)
内山緑地建設(株) 顧問
江口 日出松

昭和三十三年 (建設大臣表彰)
植藤造園 会長
佐野 藤右工門

昭和二十九年 (建設大臣表彰)
東洋造園土木(株) 取締役
相川 要一

昭和三十年 (建設大臣表彰)
(株)宮崎盤園 社長
宮崎 庫太

昭和四十七年 (建設大臣表彰)
(株)三芳園 社長
森 俊一 (故人)

昭和四十八年 (建設大臣表彰)
名古屋植木(株) 社長
堀田 伍一

建設大臣表彰

都市公園制度制定百周年記念全国大会

都市公園功労者に感謝状授与さる

昭和四十八年十月十二日午前十時より日比谷公会堂に於て常陸宮殿下、同妃殿下御臨席のもとに、都市公園制度制定百周年記念全国大会が開催された。

明治六年太政官布告第十六号により都市公園が制定されて以来、本年で百周年を迎えたのを記念して、将来の公園事業の発展と公園に関する理解と啓蒙を図るため、都市緑化及び都市公園保全美化運動の一環として、百周年記念行事が行われ、席上以下の方々に、公園事業における永年の功労を賞して感謝状が授与された。

造園業界よりの受賞者(敬称略)

早坂 葵之助(札幌市)
佐藤 七郎(仙台市)
菅谷 準二(栃木市)
清水 長寿(宇都宮市)
横山 弘(川口市)
小倉 喜男(千葉市)
古館 辰五郎(千葉市)
瓜生 正夫(我孫子市)
林 光治(習志野市)
成家 銀造(千代田区)
岩田 酉蔵(荒川区)
小形 研三(渋谷区)
神代 節郎(三鷹市)
梅木 理(横浜市)
野口 有朝(横浜市)
嶋 正雄(横浜市)
北見 功(横浜市)
山崎 正己(横浜市)
江間 武雄(浜北市)
岩間 久七(名古屋市)
橋本 鉄雄(名古屋市)
高村 佐一(名古屋市)
高石 保夫(京都市)
小島 佐一(京都市)
垣口 藤太郎(京都市)
水田 三之助(京都市)
木村 源次郎(池田市)
当内 富三郎(八尾市)
植村 新市(高槻市)
中島 幸太郎(大阪府)
杭本 正(神戸市)
平野 重弘(神戸市)
武田 好甫(岡山市)
真野 正康(岡山市)
中津 正己(徳山市)
多田 満(高松市)
内山 忠雄(浮羽郡)
宮崎 庫太(福岡市)
安藤 吉蔵(福岡市)
北田 一夫(北九州市)
平木 心(久留米市)
和田 正人(北九州市)
長谷川 勤(飯塚市)
菅原 清貞(北九州市)
古賀 啓次郎(浮羽郡)
上川 寿(北九州市)
林田 幸夫(佐世保市)
松田 三郎(長崎市)
加藤 忠治(熊本市)
堤 昌夫(熊本市)
林 満(別府市)
丸山 雄二(鹿児島市)
井上 謙吉(鹿児島市)
水ノ浦 仁次郎(鹿児島市)
伊藤 代次郎(練馬区)
村越 惣十郎(府中市)
高村 弘平(世田谷区)
田丸 実(渋谷区)
蛭田 貫二(世田谷区)
加勢 俊雄(渋谷区)
(商)昌 厚(世田谷区)
宇田川 次兵(世田谷区)
宇田川 兼三郎(世田谷区)
杉本 哲次(世田谷区)

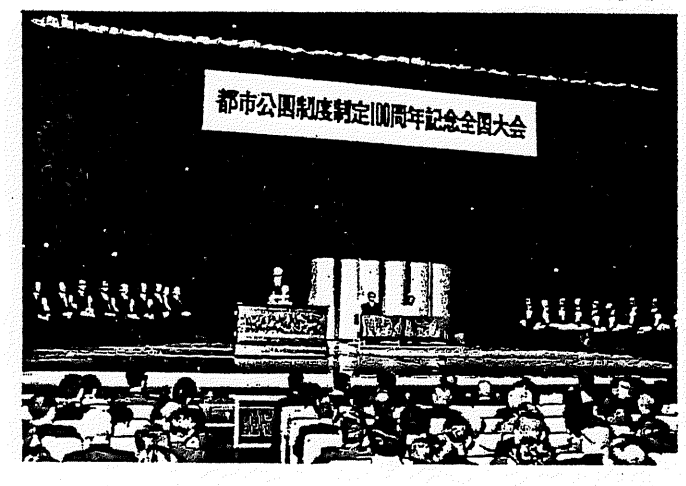

*** 木鋏 ***

木鋏は植木屋の命である。むかし、京都下立売七本松に屋号を口清(くちせい)という鋏鍛冶がいた。もと刀鍛冶で修業した人だが、彼は勘兵衛という庭師を識り、とも共に枝切鋏の造り方を研究した末、ついに成功して勘兵衛型という鋏を打ち、口清という銘を入れた。この鋏、枝をはさんでいる間に二枚の歯が自然に合い、刃と刃との擦れ合いで自然に研かれてゆくという名品である。

枝葉を木鋏でおとしてゆくときの心もちよい切味、そしてその刃鳴の音、はたから見、聞いていても何ともいくらしいばかりの枝すかしである。こうした名人気質の職人の名作とこれを女房のように常に美しい音色をたてる枝切り葉落しに使いこなして、自分もいい気分に酔っている植木職。いづれをとっても、職人冥加はこゝにつきる、とでもいいたい。

今日は植木屋さんは剪定鋏をいつも腰にさげている。発条(バネ)仕様のこの船来はさみは便利で切れ味もよいかもしれぬ。だが、巧みな手捌きとあたりにこだまする澄んだ音色を出す木鋏 人と道具との美事な協奏曲は剪定はさみからは生まれない。この古くさい地道なゆきかた暮し方を、私は職人気質(かたぎ)とも職人道ともいって常に尊敬しているのだ。「くちせい」の話は上原 七のお説を借用したのだが、これは今の職人衆にも知って貰わねばならない事である。なぜなら、「職」というものは、何職によらず、醇にして真美なるものが最も正しいものだからである。

植木職が造園業家とかわった。だが、どれだけその内容が進歩したというのだろう。こんご、大発展を期待され、大きな地歩を産業界に占めるかもしれない造園建設業関係者が、むかしの、ほんとの職人気質で生きていた自分たちの先輩のあくなき精進の心を汲みとることを知ろうとせず、無視するようなことがあったとしたら、それはこの世界の終りである。

木鋏は植木屋の命である。これを商標にした会社もあるそうだ。その刃音と切れ味は、どんなものだろうかとわたしは、少しばかり気にしているのだ。

昭和四十八年度継続工事にスライド条項適用

昭和四十九年四月十九日建設省より各地方建設局長、筑波研究学園都市営繕建設本部長あてに下記のとおり通達がなされた。

記

一、適用工事
昭和四十八年度以前に契約を締結し、昭和四十九年度以降に継続して施工する工事

二、請負代金額の変更の申出
請負者からの請負代金額の変更の申出は、書面により行うこととし、その期限は昭和四十九年六月二十九日とする。

三、請負者への周知
契約担当官等は以上の事項を速やかに請負者に周知させること。

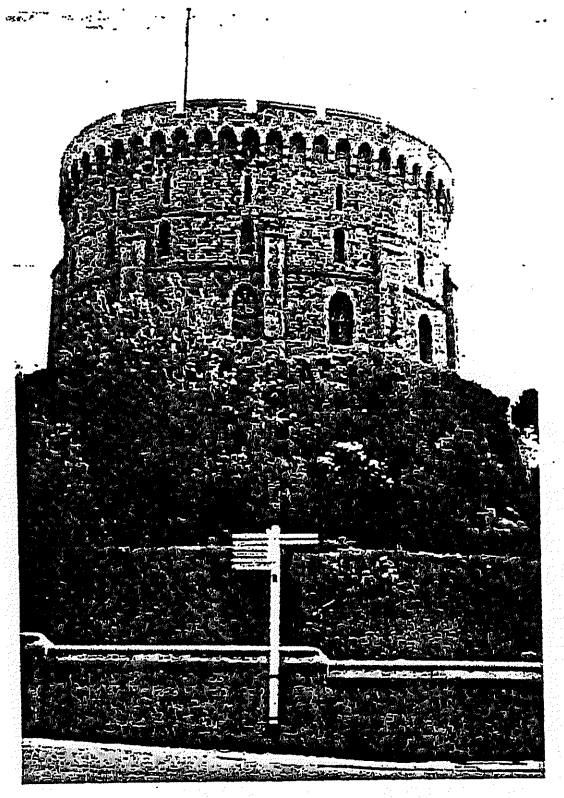
英国　ウインザー城

社団法人 日本植木協会
会長 山本美一
事務局 大阪市北区芝田町三五ノ一一 三裕ビル内
電話 三七一—五〇二一(代)
専務理事 浦辻研

林業・紙パルプ業
緑化懇話会
会長 田中文雄
事務局 中央区銀座五ノ一二本州ビル内
電話 五四三—一二一一 内線六二三(代)
事務局長 井上親雄

道路緑化保全協会
会長 永野重雄
東京都港区芝西久保明舟町二〇 第十八森ビル
電話 五九一—四〇五一(代)

社団法人 日本インドアグリーン協会
理事長 山本千世松
東京都渋谷区恵比寿南一ノ二ノ一〇 恵比寿ユニオンビル内
電話 七五三—一七七七(代)

道路環境保全基準

建設省は昭和四九年四月一〇日付幹線道路周辺における生活環境を保全することを目的として「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準」を定め各都道府県知事宛通知した。

道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準

一、この基準は、幹線道路を新設又は改築する場合において、当該幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認められるときに適用するものとする。

二、この基準において「幹線道路」とは、次のいずれか一に該当する道路（道路法による道路に限る。）で車線の数が四以上のものをいう。

(イ) 高速自動車国道

(ロ) 一般国道又は都道府県道（指定市の市道を含む。）

(ハ) 都市計画法施行令第七条第一項第一号に規定する自動車専用道路又は幹線街路（主として通過交通の用に供するものに限る。）

三、第一種住居専用地域若しくは第二種住居専用地域又はその他の地域であって、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案し、良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域を通過する幹線道路については、次項に掲げる場合を除き、当該幹線道路の各側の車道端から幅一〇メートルの土地を道路用地として取得するものとする。

四、第一種住居専用地域若しくは第二種住居専用地域又はその他の地域であって、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案し、良好な住居環境を保全する必要があると認められる地域を通過する幹線道路の構造が切土又は盛土であること。

(ロ) 当該幹線道路の構造が高架（他の道路の上部に設けられる場合に限る。）であること。

通過する幹線道路が自動車専用道路であって、次の(イ)又は(ロ)のいずれか一に該当し、かつ、夜間に相当の重交通（註一）が見込まれるものについては、当該幹線道路の各側の車道端から幅一〇メートルの土地を道路用地として取得するものとする。

ただし、この場合において建築物の不燃堅牢化（註二）が進んでいる地域については、これを一〇メートルとするものとする。

五、地形の状況その他の特別の理由によりやむをえない場合（註一三）においては、三又は四によらないことができるものとする。

六、三、四又は五により取得すべき道路用地の幅員については、二(イ)に掲げる道路を除き、都区計画区域においては、都市計画法の規定により少なくとも街区を単位として都市計画として決定（又は変更）するものとする。

七、三、四又は五により取得された土地は、原則として、植樹帯、しゃ音壁等を設置するものとし、必要に応じて、歩道、自転車道、通過交通の用に供しない道路等の施設を設け適正に管理するものとする。

八、幹線道路及びそれ以外の道路並びに二以上の幹線道路の一部又は全部について三、四又は五の措置を講することに伴う道路用地及び七に掲げる施設に係る事業費（維持管理費を含む。）の負担については、これらの道路の管理者の協議によるものとする。

九、三、四又は五の措置により取得又は整備される道路用地又は七に掲げる施設の管理については、幹線道路及びそれ以外の道路並びに二以上の幹線道路の管理者が相互に協議して定めるものとする。

道路環境保全のための道路用地の取得について（概念図）

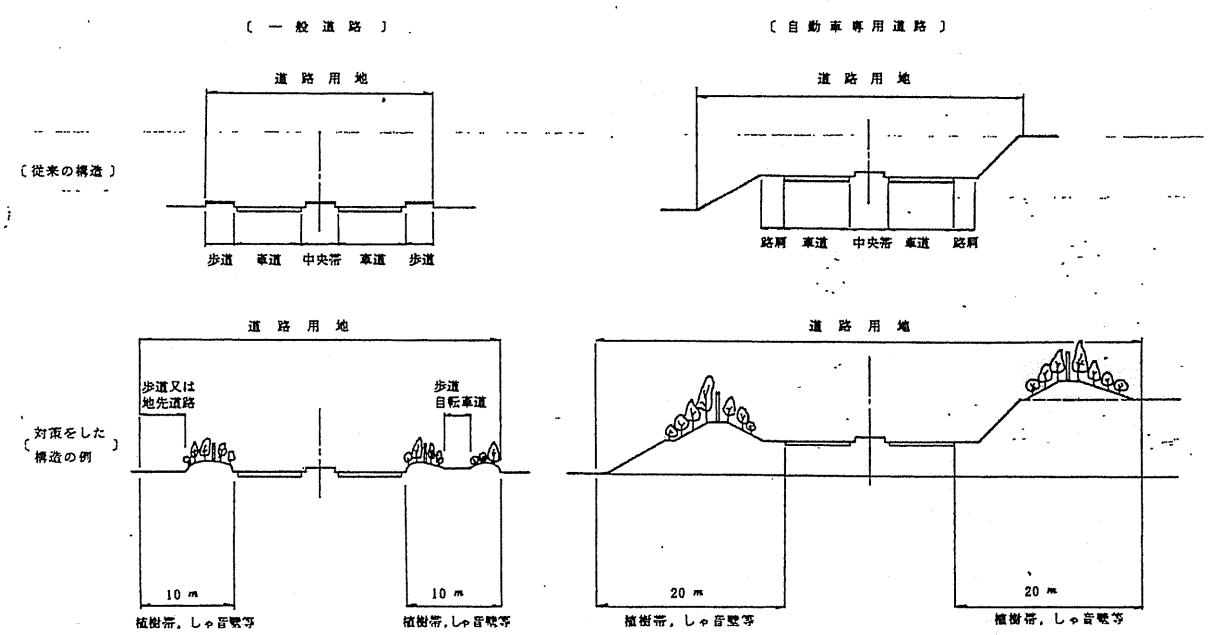

要望事項まとまる

発注官公庁等緑化用樹木生産者に対しての

去る三月末、事務局より会員各位に、樹木の実態調査を依頼した際、発注官公庁等、及び緑化用樹木生産者への要望事項のアンケートをも併せ依頼したが、次の様な多数の要望事項がよせられた

発注官公庁等に対し

1 樹木の売買単価を調査して、設計単価を決定してほしい

2 生産統計を整備して公表されたい

3 春の価格と秋の価格の違いを適確に見積積算にとりいれてほしい

4 規格許容巾を拡大されたい
同一規格で大量生産を心がけているが、同一地域に同じ栽培方法をもってしても、生産は個々に異ってほしい、厳しい規格区分での出荷はコストアップを招く

5 造園施工管理技術制度を早急に実施すること

6 東北地方における樹木の成長は、同じ規格で二ー三年成長がおくれており、他の地方に比べコスト高になっている、地元生産者の保護育成のためにも考慮されたい

7 街路樹はプラタナス、イチョウのみに片寄らずオオバボダイジュ、ハルニレ等も採用されたい

8 造園工事は土木工事と切りはなし対策の立場で分離発注されたい

9 管理費を計上して（給水・灌水・草取り等）完全活着できるようにされたい。業界にとっては枯補償は特に高木類は品不足・高価で経営基盤に与える影響が大である

10 植栽樹木の枯補償費として5～10%程度設計上に計上してほしい

11 枯補償期間の12ケ月を6ケ月に短縮してほしい

12 寒冷地の植栽の特殊事情を考慮されたい

(1) 規格が大きすぎて蕪感品もなく根も荒れているもの（例ドド松の3米もの）で活着不能のものが設計されている

(2) 落葉樹と常緑樹では時期も異なるので二回に分けて施工しなければ工期に間に合っても必ず枯れてしまう

13 樹種の需給状況を調査して設計されたい
とくに市場性に乏しい特殊樹木については充分考慮してほしい

14 土質の悪い場所における植栽計画は客土（土壌改良を含む）及び植付、肥料代を設計上充分見込んでほしい

15 担保期間中の天災地変による損害を発注者側は認めないことが多いが一方的な考えでなく施工業者の立場になって善処されたい

16 設計者はもう少し樹木に関する生態学的知識を得て、現場に適した樹木を適期に植栽出来る設計をすること
(例) 年中照、降雨のない高架下の地にアオキ数万本を植栽して全滅された事例もある

17 造園工事共通仕様書の制定を望む

(1) 芝の寸法がまちまちで尺貫法のまゝで段々小さくなっている

(2) 街路樹の仕様が国、県、市でマチマチである

(3) 樹木幹廻りは全国的に生産者、施工者ともに一・二米で計り取り引きされているのに、一方的に発注官庁で一・五米に変更して混乱している事例もある

18 造園工事歩掛は一般土木、建築とは異なり一般的に小規模工事で割高になっているので特段に配慮されたい

19 緑化樹木生産に関し、中央地方官庁に適切な生産指導体制の確立を望む

(1) 園芸担当者は農協団体をバックに行政的には強力であるが育苗及管理技術では林業技術者が経験的に指導力をもっている。完成木に対する扱い方は造園技術者の指導力がすぐれている

(2) 公共緑地事業は主として建設省の所管になっており、土木部門が発言力をもっているなど生産側にとって計画生産は困難である

(3) 緑化用樹木は官公需、民需とも最終的には造園工事業者の取扱量が七〇%を占めているので、生産団体に対して、生産計画、流通問題等造園業界の強力な統一的見解が反映されなければならない

緑化用樹木生産に対し規格に合った樹木を納入すること

2 取扱いを丁寧にすること

(イ) 根巻きの不充分なものが多い

(ロ) 堀取後納入までの期間が長すぎる

(ハ) 樹皮の剥れているものがあり、著しく外観を悪くしている

3 品種にあっては、プラスティックラベルをつけて品種を明確にすること

4 クス等活着率の悪い樹木の栽培に当るものは、活着率の向上のため、ポット栽培法をとりいれること

5 公害に強い樹種を大量に生産すること

6 日本列島いずれの地方にも生育する、例えばニクラポプラ、シンジュ、ニセアカシア等の大量生産を望む

7 寒冷地用の樹種で魅力あるものを生産すること
(例) ノールウエーカエデ（クリムソン・キングドラモンディ）・シラカバ・ナナカカエド・パラソル・アカシア等

8 設計者及施工者が望む樹種の生産量の確保が望ましい

9 流通機構を整備し、地区に流通センターを設け、各種情報がキャッチできる仕組みが望ましい

10 遊休田畑に入手もかからないから思って、安易に生産しており、品質の低下が甚だしい。又生産品は小売単価で売れるものと思っている。もっと真剣にとりくんで生産してもらいたい

11 生産単価の決定方法が確立されていない
原価計算をして定めるべきである

12 栽培管理を充分に実施して病虫害のない健全な樹木を生産すること

財団法人 日本緑化センター
会長 水上達三
東京都港区赤坂一ノ九ノ一三 三会堂ビル内
電話 五八五—三五六一(代)

日本造園組合連合会
会長 長崎孫好
東京都港区芝西久保明舟町一八
電話 五〇一—〇九八九(代)

財団法人 公園緑地管理財団
理事長 新居善太郎
東京都港区芝西久保広町五 大平ビル
電話 四三一—四八六五(代)

機関紙の発行を期に当協会と関係のある各団体を掲載させて頂きました。
今後一層の御支援御協力を切にお願いします。